

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について..... 1
- 平成15年度事業計画及び予算について..... 3
- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について..... 3

公告第7号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成15年2月28日招集の第121回組合会において議決され、平成15年3月26日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、平成15年3月31日付け総行福第88号をもって認可されたので公告する。

平成15年4月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢 崎 和 広

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第39条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第40条中「給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）」の次に「及び期末手当等（運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）」を加え、「表」を「各表」に、「率」を「数値」に改め、同条の表を次のように改める。

## (一) 給料の額に乗じる数値

組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合		
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	$\frac{36.10}{1,000}$	$\frac{4.0}{1,000}$	$\frac{2.65}{1,000}$	$\frac{36.10}{1,000}$	$\frac{4.0}{1,000}$	$\frac{2.65}{1,000}$
長期組合員	$\frac{1.0375}{1,000}$	—	—	$\frac{1.0375}{1,000}$	—	—

## (二) 期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合		
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.2}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.2}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$
長期組合員	$\frac{0.83}{1,000}$	—	—	$\frac{0.83}{1,000}$	—	—

第40条の2中「1,000分の95」を「1,000分の72.20」に、「1,000分の8.9」を「1,000分の8.0」に改める。

第41条中「、貯金経理」を削る。

附則第2項中「給料(運営規則で定める仮定給料を含む。)」を「給料又は期末手当等」に、「率」を「数値」に改め、同項の表を次のように改める。

組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合		
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.2}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.2}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$

附則第14項及び第15項中「平成14年度」を「平成15年度」に、「1,555円」を「1,535円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。ただし、第39条の改正規定は平成15年10月2日から、第41条の改正規定は平成16年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第8号

平成15年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成15年度事業計画及び予算については、平成15年2月28日招集の第121回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成15年4月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢 崎 和 広

公告第9号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のように改正することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定に基づき、平成15年4月2日付けをもって理事長において専決処分したので公告する。

平成15年4月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢 崎 和 広

## 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則（昭和46年制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第39条第3号」を「第39条第2号」に改める。

第4条第1項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改める。

第5条第1項第5号中「第44条第1項第1号」を「第86条第1項第1号」に、「第23条の3」を「第23条の3の3」に、「同条第1項各号」を「同条第1項第1号イからトまで」に改める。

第8条第1項中「(様式第1号)」を「(様式第1号及び様式第1号の2)」に改め、同条第2項中「貸付申込書」を「貸付申込書(様式第1号の3)」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号省略
---------

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2及び様式第1号の3省略
--------------------

様式第3号及び様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号及び第3号の2省略
----------------

## 附 則

## ( 施行期日 )

- 1 この規則は、公告の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成14年10月1日から適用し、第1条の規定は、平成15年10月2日から施行する。

## ( 経過措置 )

- 2 改正後の様式第1号から第1号の3までの貸付申込書及び様式第3号から第3号の2までの借用証書は、平成15年6月以後の貸付けについて適用し、同年5月以前の貸付けについては、なお従前の例による。